



地域包括支援センターです

■ 問合せ 地域包括支援センター(保健福祉課内)

☎ 0778-47-8009

社会福祉協議会地域包括支援センター(今庄福祉センター 2階)

☎ 0778-45-1170

//

河野支所(河野保健福祉センター1階)

☎ 0778-48-2260

地域での見守りについて話し合いました

3月16日、役場別館において地域での見守り体制や認知症に対する理解を深めるため「地域見守り体制づくり会議」が行われました。

認知症や認知症の方への支援制度である「成年後見制度」について、ふくい嶺北成年後見センター主任相談員の宮川知子氏から講義を受けたあと、家族介護者への支援についてグループワークを行いました。

グループワークでは、郵便局や配達事業者、区長や民生委員、介護事業者など、それぞれの立場で普段から気にかけていることや、認知症があっても住み慣れた南越前町で暮らしていけるよう、地域でどのような仕組みが必要なのかということが活発に意見交換されました。参加者からは「お互いに顔の見える関係性ができ、今後の活動のつながりが持てて良かった。」「自分たちだけでなく、同じように町を良くしたいと感じている思いを共有でき、励みになった。」などの感想が聞かれました。

地域包括支援センターは、認知症や介護に関する相談窓口です。匿名でも大丈夫です。どうぞ、お気軽にご相談ください。



市民後見人養成講座説明会 お知らせ

成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意志を尊重した生活を支援する制度です。この制度において、ご本人を支援してくれる人を「成年後見人」と呼びます。

市民後見人とは？

ご本人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、身近な立場で支援を行うためにふくい嶺北成年後見センターにおいて養成した、親族や専門職以外の市民のうち、成年後見人として家庭裁判所から選任された人のことをいいます。

日時 令和5年7月25日(火) 14時～15時

場所 フェニックス・プラザ4階 ボランティアルームA (福井市田原1丁目13-6)

対象 すべて当てはまるかた

- 南越前町に在住または在勤の方
- 70歳未満(令和5年4月1日時点)の方
- 市民後見人として活動を希望している方

内容 ▪ 市民後見人の活動紹介 ▪ 養成講座の概要(講座の内容・募集方法)

※市民後見人養成講座の申込みのためにはこの説明会への参加が必要です。

定員 50名(先着順)

参加費 無料

申込締切 6月30日

■ **申込み・問合せ** 保健福祉課 ☎ 0778-47-8009 (QRコードからも申込みできます)



申込みは
こちらから！

